

株式会社エフエムびざん

令和3年4月1日

「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（株式会社エフエムびざん）は、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

令和3年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

(1) 派遣労働者数の数 なし

(2) 派遣先の数 なし

(3) マージン率 35.0%

(4) 教育訓練に関する事項

派遣就業の前に、放送法、個人情報保護法などの基礎研修を実施予定です。業務内容に応じて、アナウンサー、カメラマン等技術的な訓練やマネジメント研修も実施予定です。

(5) 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無 無